奈良県プロフェッショナル人材戦略拠点における

民間人材ビジネス事業者登録要領

(目的)

1. 本要領は、奈良県に設置する奈良県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下 「プロ人材拠点」　という。）において、奈良県内中小企業等のプロフェッショナル人材の求人ニーズの紹介や求職者の掘り起こしなどで連携する民間人材ビジネス事業者の登録について定めるものとする。

（用語の定義）

1. 本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
2. プロフェッショナル人材

新たな商品・サービスの開発、その販売の開拓や、個々のサービスの生産性向上など具体的な取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材（国籍を問わない）をいう。ただし、外国人材は、技術・人文知識・国際業務の在留資格又は日本での就業に制限のない在留資格（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）を有する者とする。

1. プロフェッショナル人材戦略拠点

県内中小企業等に「攻めの経営」や経営改善のマインドを植え付ける旗振り役となり、プロフェッショナル人材に対するニーズを明確化していくと同時に、県内における様々なニーズの顕在化に取り組む関係者を積極的にコーディネートする拠点をいう。

1. プロフェッショナル人材戦略事業

プロ人材拠点が、プロ人材拠点に登録された有料職業紹介事業者と連携・協力して、県内中小企業等がプロフェッショナル人材を採用することで、企業の成長戦略の実現を図る事業をいう。

1. 県内中小企業等

県内の中堅企業及び中小企業（中小企業基本法に規定する中小企業者）をいう。

1. 副業・兼業

本業とは別に、それと異なる使用者に一時的または継続的に雇用されたり、自ら事業を営むこと。ただし、契約形態が業務委託に基づくものに限定する。

1. 民間人材ビジネス事業者

職業安定法（昭和２２年法律第１４１号。以下「法」という。）第３０条に規定する有料職業紹介事業者及び契約形態が業務委託である副業・兼業人材のみを紹介する有料職業紹介事業者をいう。

1. 人材紹介手数料

法第３２条の３第１項各号に定める手数料をいう。

（業務内容）

第３条　プロフェッショナル人材戦略事業（以下｢本事業｣という。）において、プロ人材拠点に登録した民間人材ビジネス事業者（以下「登録人材ビジネス事業者」という。）が行う業務は次の各号に掲げるとおりとする。

（１） 県内中小企業等が求める人材ニーズに関する情報の提供

（２） プロフェッショナル人材の掘り起こしと求職に関する情報の提供

（３） プロ人材拠点が取り次ぐ県内中小企業等の求人ニーズへの対応

（４） プロ人材拠点に対する活動状況等の報告

（５） プロ人材拠点との連携に必要な会議等への参加

（登録基準）

第４条 登録人材ビジネス事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

1. 有料職業紹介事業の許可を有すること。ただし、契約形態が業務委託である副業・兼業人材のみを紹介する有料職業紹介事業者は、有料職業紹介事業許可は必要としない 。
2. 競争入札参加資格者で、営業種目大分類「Ｑ役務の提供」、中分類「7諸サービス」、小分類「⑮その他サービス」に登録していること。
3. 求職・求人の登録件数が相当程度あること。
4. プロフェッショナル人材の紹介実績及び成約実績が相当程度あること。
5. 紹介した人材が円滑に定着できるよう、人材及び採用企業に対するフォローアップ等の取組を行っていること。
6. 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属するもの、その他知事が適当でないと認めた者に該当しないこと。 ただし、（3）及び（4）については知事が登録人材ビジネス事業者として適当と判断する場合は、この限りではない。

（登録申請）

第５条 登録を申請しようとする民間人材ビジネス事業者は、別に定める期間において、あらかじめ人材ビジネス事業者新規登録（追加登録）申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

なお、既に登録されている民間人材ビジネス事業者で、新たに事業内容を追加・変更された有料職業紹介事業者は、人材ビジネス事業者新規登録（追加登録）申請書（様式第１号）を知事に提出しなければならない。

1. 有料職業紹介事業許可証の写し。ただし、契約形態が業務委託である副業・兼業人材のみを紹介する有料職業紹介事業者は、有料職業紹介事業許可証は必要としない 。
2. 入札参加資格審査結果通知書の写し
3. 民間人材ビジネス事業者の概要がわかるもの（パンフレット等） 求職及び求人の申込方法など、業務運営がわかるもの（求人・求人票の様式及び申込み手順がわかるものなど）
4. 人材紹介手数料の徴収方法及び額がわかるもの（求人企業とかわす契約書の様式手数料表など）
5. プロフェッショナル人材の登録実績及びマッチング実績並びに今後の取組方針がかるもの
6. 県内中小企業等の求人登録の実績がわかるもの
7. 個人情報の管理について定めたもの
8. その他知事が必要と認める書類

（登録条件）

第６条 前条に規定する人材ビジネス事業者登録申請書を提出する際には、次のことを承諾して提出することを条件とする。

1. 事業を効果的に運用するため設置する奈良県プロフェッショナル人材戦略協議会の取組に協力するとともに、同協議会関係者間の連携を強化すること。
2. 登録人材ビジネス事業者及び県内中小企業等が、プロフェッショナル人材の個人情報を国及び県へ提供することについて、あらかじめプロフェッショナル人材から書面で同意を得ておくこと。
3. 毎月のプロフェッショナル人材に関するプロ人材拠点活動範囲内の職業紹介の実績等について、翌月１０日までに有料職業紹介活動状況報告書（様式第２号）により、知事に報告すること。
4. 登録人材ビジネス事業者は、プロ人材拠点マネージャー等によるヒアリングに応じること。

（登録の決定）

第７条 第５条の登録申請を受理したときは、申請内容を審査の上知事が決定し、審査結果を登録申請者に通知するものとする。

（登録変更）

第８条 登録人材ビジネス事業者は、有料職業紹介許可に関して、次に掲げる変更事項があったときには、人材ビジネス事業者登録変更届（様式第３号）により速やかに知事に届け出るものとする。

（１） 法第３２条の６に規定する許可の有効期限の更新をしたとき。

（２） 法第３２条の７に規定する変更の届出をしたとき。

（登録の取下げ）

第９条 登録人材ビジネス事業者は、本事業への登録から取下げを希望する場合には、人材ビジネス事業者登録取下申請書（様式第４号）を知事に届け出るものとする。

（登録の取消）

第10条 知事は、登録人材ビジネス事業者が、次の各号掲げるいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができるものとする。

（１） 不正な行為があると知事が認めたとき。

（２） 正当な理由がないのに、第６条に定める事項を怠ったとき。

２ 前項の規定により登録を取り消した場合に登録人材ビジネス事業者が被った損失については、知事は損害賠償を行わない。

（守秘義務）

第11条 登録人材ビジネス事業者は、業務上知り得た情報を厳守するとともに、これを本事業の目的以外で利用してはならない。

（指導監督）

第12条　知事は、本登録に関する事項について、必要に応じて登録人材ビジネス事業者に対して報告を求めることができるものとする。

（その他）

第13条　本要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則　本要領は、平成２８年３月３０日から施行する。

附則　本要領は、平成３１年４月１日から施行する。

附則　本要領は、令和２年6月１日から施行する。

附則　本要領は、令和3年４月１日から施行する。

附則　本要領は、令和4年８月19日から施行する